

V 施設実習（事前指導）について

1. 保育実習 I (施設実習)

(1) 保育実習 I（施設実習）の目的

施設実習は、居住型児童福祉施設や障害児通所施設、障害者支援施設等における生活を観察、参加しながら、子ども（利用者）との関わりを通して子ども（利用者）への理解を深める。また、実習施設の役割や機能、保育士の業務内容や倫理について体験的に学ぶ。実習施設の種別によって施設の役割や子どもの年齢に応じた実習目標を設定する。加えて、実習に出る学年や時期によって実習目標のレベルを調整するなど、指導に当たっては施設実習の目的や意義、実習施設を十分理解して行うことが大切である。

保育士養成課程の教科目の教授内容等について

<科目名>

保育実習 I（実習・4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位）

<目標>

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。
4. 保育の計画、観察、記録及び自己評価等について具体的に理解する。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。

<居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習の内容>

1. 施設の役割と機能
 - (1) 施設の生活と一日の流れ
 - (2) 施設の役割と機能
2. 子ども理解
 - (1) 子どもの観察とその記録
 - (2) 個々の状態に応じた援助や関わり
3. 養護内容・生活環境
 - (1) 計画に基づく活動や援助
 - (2) 子どもの心身の状態に応じた対応
 - (3) 子どもの活動と生活の環境
 - (4) 健康管理、安全対策の理解
4. 計画と記録
 - (1) 支援計画の理解と活用
 - (2) 記録に基づく省察・自己評価
5. 専門職としての保育士の役割と倫理
 - (1) 保育士の業務内容
 - (2) 職員間の役割分担や連携
 - (3) 保育士の役割と職業倫理

保育士養成課程の教科目の教授内容等について②

<科目名>

保育実習指導 I (演習・2単位)

<目標>

1. 保育実習の意義・目的を理解する。
2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。
3. 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。
4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。

<内容>

1. 保育実習の意義
 - (1) 実習の目的
 - (2) 実習の概要
2. 実習の内容と課題の明確化
 - (1) 実習の内容
 - (2) 実習の課題
3. 実習に際しての留意事項
 - (1) 子どもの人権と最善の利益の考慮
 - (2) プライバシーの保護と守秘義務
 - (3) 実習生としての心構え
4. 実習の計画と記録
 - (1) 実習における計画と実践
 - (2) 実習における観察、記録及び評価
5. 事後指導における実習の総括と課題の明確化
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

(2) 保育実習 I (施設実習) の内容

実習前に学習・準備してきたことを現場で実際に自分の目を通して観察し、確認するとともに、担当職員の指導のもと実際の支援活動に参加する。子ども(利用者)とともに生活を営む中で、その個性や行動の意図の理解に努め、さらに一人一人に応じた援助や支援を行い、その理解を深める。子ども(利用者)の前では保育士としての立場を忘れず、積極的に気配りをしながら参加していくよう指導することが必要である。

1) 施設の役割と機能について

施設における、子ども(利用者)の生活様式、1日の生活の流れ、職員の支援を、体験を通して確認する。また、施設種別ごとの社会的な役割とその機能について理解する

2) 子ども(利用者)理解について

施設種別ごとにどのような子ども(利用者)が利用しているのか観察や記録から理解する。また、一人一人の状態に応じた援助や関わりについて具体的に学ぶ。

3) 養護内容・生活環境について

子ども(利用者)の心身の状態に応じた対応や活動を行うために、計画に基づいた生活環境の整備を体験的に学ぶ。また、子ども(利用者)の育ちを支える健康管理や安全対策についても理解する。実習先によって、自立の一助として自治会や自治的組織、意見箱を置いているなど、子ども(利用者)主体の取組みがみられる。

4) 計画と記録について

子ども(利用者)個人には支援計画が立案されていることを把握し、それに基づいた支援が行われていることを理解する。また、施設側の記録や自身の記録をもとに自己評価を行う。

5) 専門職としての保育士の役割と職業倫理

各施設における施設保育士の業務内容を把握し、さらに保育士が他職種とどのような役割分担や連携が行われているのかを理解する。その上で倫理綱領などを参考に施設保育士の倫理意識の向上に務める。

1)～5)についての学びを深めるため、実習の段階の中で学生が取り組む内容を説明し、具体的なイメージを持つことができるように留意して、計画的に進められるよう促す必要がある。また、実習施設によっては、「参加実習」の後に「指導責任実習」(部分的な援助計画の立案・実践)を課すところもある。この場合は実習担当者の指示に従うよう指導する。

(3) 保育実習 I (施設実習) の実際

1) 養護系施設

児童養護施設を始めとする養護系の施設は、入所する子ども達の家庭に代わる場所であり、施設内では一般家庭を意識した家庭的な養育が行われている。そこで、実習内容は子どもたちの生活空間の環境整備や、子ども達の生活支援が中心となり、学生の基本的な生活習慣が実習の取り組みに正に現れてくることになる。そのため、学生は日頃から、自らの生活体験の積み重ねをしておくことが重要であり、それらを基に、実習施設あるいはグループ(施設によっては、棟や寮と呼んでいる場合もある)のルールに柔軟に対応しながら生活支援を行うことが求められる。さらに、実習で家事や掃除を行うことは、単に子どもたちの生活を整えるだけに留まらず、生活空間を整える支援が子どもの育ちにおいてなぜ必要であるのか、現在の間接的支援が、子どもの将来にどのような影響をもたらすのか、そのために現在、必要な支援は何であるのかを考えながら取り組んでいくことが大切である。例えば、衣類の洗濯やたたくことは、子どもの体調や成長発達を知るバロメーターであり、衣類のほころびや汚れが見られれば、子どもの生活する姿を想像し、時には必要な支援へと繋がることなども考えながら家事に取り組む視点が必要であり、教員が子どもの間接的支援の視点を学生に伝えることも有効である。

また、たとえ短期間であっても、学生は配属されたグループの一員として、職員と子どもと共に生活を作る存在であり、子どもたちにとっては一人のおとなのモデルであることも忘れてはならない。常に、子ども達から見られていることを意識し、身だしなみや言葉遣い、表情、挨拶など、丁寧な行動が要求

される。

しかし、養護系施設に入所している子ども達と関わる中で、学生が理解することが難しい言動を子どもが見せる場面に遭遇することがあり、学生は想定外の言動に戸惑い、時には傷つく可能性もある。そのような場合、子どもの表面的な言動に着目するのではなく、その言動の背景を考えることが必要である。子どもにとって、保護者や家庭が本来の安全基地、安心な暮らしの場になっておらず、不適切な養育を受けてきた結果がそのような姿で見えていると理解し、いわゆるおとなへの『試し行動』の一つであるその行動から、子どもの気持ちを推し計ることで学びを深めることが大切である。

2) 障がい系施設

障がい系施設での実習は障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童発達支援センター（福祉型・医療型）、障害者支援施設、指定障害者福祉サービス事業所で実習を行うことになる。各施設には知的障がい、発達障がい、身体障がい、複数の障がいが重複している子ども（利用者）が利用している。また、障がいが異なるだけではなく症状や障がいの状況が異なっていたり、それまで置かれていた環境により生活経験が異なっていたりするため、個別支援計画をもとにした個々に対応した支援が行われている。

実習の内容としては学生が子ども（利用者）と生活や活動を共にし、そこでの観察や関わりを通して障がい理解を深め、個々の特性や様子をしっかりと捉えていくことから始まる。しかし、子ども（利用者）のなかには人との関係を作ることや言葉によるコミュニケーションを苦手としていることもあり、学生にとっては子ども（利用者）とどのように関わればよいのかという戸惑いが見られる部分でもある。子ども（利用者）と関わり、関係を構築する方法は言葉によるコミュニケーションをとることがすべてではなく、同じ空間で過ごしたり、共通の物事に注目しながら微笑み合ったりするなどの非言語コミュニケーションも大切な関わりとなる。

また、施設は学生にとっては実習の場となるが、子ども（利用者）にとっては生活の場である。そのため、学生が子ども（利用者）との関わりを望む以上に、子ども（利用者）は生活の場に突然現れた学生に対して警戒心を持つ可能性があることも忘れてはならない。施設職員は個人の尊重とともに子ども（利用者）の尊厳を保ちながら生活の安定と安心を築くことに腐心している。学生に対しては実習での学びは子ども（利用者）の尊厳と生活の安定のうえで成り立っていることを理解させるとともに、生活上の態度や姿勢については職員と同様に学生もロールモデルであることを意識させる必要がある。

実習施設によってはレクリエーション活動等の支援計画（保育計画）を立案し、実施するように課題を提示されることがある。この支援計画はあくまでも活動プログラムのことであり個別支援計画とは異なるものである。もちろん内容は確認できる範囲で個々の状況を踏まえ配慮した計画を立案する必要があるが、子ども（利用者）が興味を持って取り組める内容を考え実施することになる。

2. 保育実習Ⅲ(施設実習)

(1) 保育実習Ⅲの目的

実習先の選定については、2回目の施設実習となること、実習Ⅱ(保育所)より相対的に希望者は少数となる場合が大半であるので、養成校の定員や実習依頼可能な施設数にもよるが、学生自身が選択することが望ましい。また、本来の実習内容の深まりや学生が施設保育士希望者であれば、実習Ⅰと同じ実習先あるいは、同じ種別の施設で実習することが最善である。なぜならば、異なる実習先の場合、保育実習Ⅲ開始当初の数日間は、初めての場で初めての子どもや環境での実習となるため、慣れるまで時間を要するからである。

実習Ⅰと異なる実習先で実習を行う学生においては、実習施設の社会的役割や機能の理解を十分に学習してから実習に臨ませることが必要である。さらに実習先によっては、実習指導者のもと、入所児童に関するケース記録の閲覧や個別(自立)支援計画の立案や実際の援助について学ぶことが考えられるため、施設種別ごとに利用する子ども(利用者)の理解を深めておくと同時に、個別(自立)支援計画について理解しておくことが望ましい。

保育士養成課程の教科目の教授内容等について

<科目名>

保育実習Ⅲ(実習・2単位:保育所以外の施設実習)

<目標>

1. 児童福祉施設等(保育所以外)の役割や機能について実践を通して、理解を深める。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、児童家庭福祉及び社会的養護に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を養う。
3. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
4. 保育士としての自己の課題を明確化する。

<内容>

1. 児童福祉施設等(保育所以外)の役割と機能
2. 施設における支援の実際
 - (1) 受容し、共感する態度
 - (2) 個人差や生活環境に伴う子どものニーズの把握と子ども理解
 - (3) 個別支援計画の作成と実践
 - (4) 子どもの家族への支援と対応
 - (5) 多様な専門職との連携
 - (6) 地域社会との連携
3. 保育士の多様な業務と職業倫理
4. 保育士としての自己課題の明確化

保育士養成課程の教科目の教授内容等について②

<科目名>

保育実習指導Ⅲ(演習・1単位)

<目標>

1. 保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に学ぶ。
2. 実習や既習の教科の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を培う。
3. 保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について実践や事例を通して学ぶ。
4. 保育士の専門性と職業倫理について理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

<保育所実習の内容>

1. 保育実習による総合的な学び
 - (1) 子どもの最善の利益を考慮した保育の具体的理解
 - (2) 子どもの保育と保護者支援
2. 保育の実践力の育成
 - (1) 子ども（利用者）の状態に応じた適切な関わり
 - (2) 保育の知識・技術を生かした保育実践
3. 計画と観察、記録、自己評価
 - (1) 保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践
 - (2) 保育の観察、記録、自己評価に基づく保育の改善
4. 保育士の専門性と職業倫理
5. 事後指導における実習の総括と評価
 - (1) 実習の総括と自己評価
 - (2) 課題の明確化

(2) 保育実習Ⅲの内容

1) 児童施設の役割と機能について

実習Ⅰで既習事項であるが、施設内の役割機能に留まらず、地域との連携や社会自立に向けた役割機能についての理解を深める。

2) 施設における支援の実際

子ども理解のためには、個別の観察や記録が重要であることを自覚し、そこから個々の状態の把握や子どもに即した援助や関わりに具体的な対応技術に繋がっていくことを感得する。子どもの心身の状態に応じた対応や活動、生活環境の整備など日常の支援計画に基づく養護の展開、施設養護からの家族再統合（家庭復帰）や里親移管、施設からの社会自立などを行うための個別（自立）支援計画に基づく活動や具体化するための援助の必要性を学修する。

また、個別（自立）支援計画の作成については、子ども自身や家族関係の情報をもとに立案・実践されていることを理解する

3) 保育士の多様な業務と職業倫理

各施設における保育士が他職種の職員間とでどのような機能・役割分担を行う施設内連携に留まらず、地域の社会資源である関係機関や関係者との連携をフォーマル・インフォーマル問わずネットワークしているか予習する必要がある。さらに、保育士の具体的な役割と、個別性が高いがゆえに、高い職業倫

理が求められることを施設別の倫理綱領などを参考に施設保育士の理解につなげる。また、記録に基づく省察や自己評価を通じて倫理観を醸成していく。

4) 保育士としての自己課題の明確化

保育実習Ⅰ(A・B)・保育実習Ⅲを通じて、保育士としての自己課題を深めていく過程が重要である。そのために実習の目的、目標、その目標を達成するための具体的方法を実習前に立て、日々の目標と実践の積み重ねのなかで、自己課題を明確化させていく必要を自覚しながら実習をすすめていく。

(3) 保育実習Ⅲの実際

1) 養護系施設

前述した理由から児童施設に限ると、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設等で実習を行うことになる。各施設に不適切な養育(マルトリートメント)による被虐待措置児童が多くを占めることから、愛着障害、発達障害、軽度の知的障害の乳幼児が、保育士を筆頭に専門職員とともに生活を営んでいる。したがって、愛着障害の子どもへの援助の難しさを体験することになる。アタッチメントや発達に関する、正確な知識と的確な対応が求められる。

具体的な援助では、言語コミュニケーションにおける障壁、非言語コミュニケーションの技術、医学・生理学的、心理学の知見に基づいた子ども理解に基づく対応を経験することが肝要である。守秘義務が厳密化して実現が困難であるが、保護者面談場面などの保護者対応、ケースカンファレンス(事例検討)の傍聴などが経験できれば理想である。

2) 障がい系施設

前述した理由から児童施設に限ると、障害系施設での実習は障害児入所施設(福祉型・医療型)、児童発達支援センター(福祉型・医療型)で実習を行うことになる。各施設には知的障がい、発達障がい、身体障がいのある子ども、あるいは複数の障がいが重複している子どもが生活・利用している。それらの障害特性を理解し、知識と技術を持って子どもと関わる必要がある。もちろん、障害特性を理解することは重要ではあるが、それまでに置かれていた環境や生活経験、施設生活の慣れ、地域に開かれた関係性の構築、障害の克服や解消といった視点に留まらない全人的成長・発達を視野においた成人期以降の社会自立の視点が求められる。

具体的な援助では、非言語コミュニケーションの技術、医学・生理学的、心理学の知見に基づいた子ども理解に基づく対応を経験することが肝要である。守秘義務が厳密化して実現が困難であるが、母子通園や保護者面談場面などの保護者対応、ケースカンファレンス(事例検討)の傍聴などが経験できれば理想である。

3. 評価票について

施設実習の評価票については、標準的なものを示すのは難しいため、以下にひな形をあげておく。

○実習評価票のひな形（案）

年度 保育実習 I（施設）評価票

実習生	学籍番号				氏 名
施設名称					施 設 長 印
					主任職員 印
					指導職員 印
実習期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (計 日)				
勤務状況	出勤 回	欠勤 回	遅刻 回	早退 回	備考
項 目	評価の内容		評価		所見 (備考)
態 度	意欲・積極性		5・4・3・2・1		
	礼儀		5・4・3・2・1		
	責任感		5・4・3・2・1		
	協調性		5・4・3・2・1		
知識・技能・技術	子ども・利用者理解		5・4・3・2・1		
	施設の理解		5・4・3・2・1		
	環境構成		5・4・3・2・1		
	職業倫理の理解		5・4・3・2・1		
	省察		5・4・3・2・1		
	保育実践		5・4・3・2・1		
	支援計画の理解		5・4・3・2・1		
その他	実習記録		5・4・3・2・1		
			5・4・3・2・1		
総合所見					

年度 保育実習Ⅲ (施設) 評価票

実習生	学籍番号				氏 名
施設名称					施設長 印
					主任職員 印
					指導職員 印
実習期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (計 日)				
勤務状況	出勤 回	欠勤 回	遅刻 回	早退 回	備考
項 目	評価の内容		評価		所見 (備考)
態 度	意欲・積極性		5・4・3・2・1		
	探求心		5・4・3・2・1		
	責任感		5・4・3・2・1		
	協調性		5・4・3・2・1		
知識・技能・技術	利用者理解		5・4・3・2・1		
	利用者への関わり		5・4・3・2・1		
	自己課題の明確化		5・4・3・2・1		
	職業倫理の理解		5・4・3・2・1		
	支援計画の理解		5・4・3・2・1		
	保育実践		5・4・3・2・1		
	実習記録		5・4・3・2・1		
そ の 他			5・4・3・2・1		
			5・4・3・2・1		
総 合 所 見					

施設実習指導の工夫① (四年制大学)

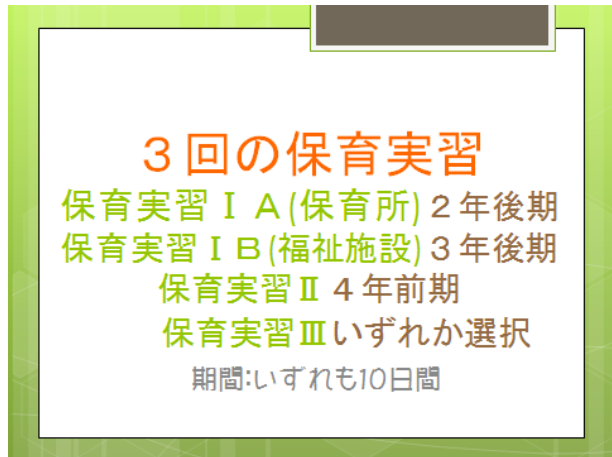
(1) 保育実習の履修について

スライド1・2に示すように、保育実習ⅠA(保育所)を2年生後期の春休み期間中、保育実習ⅠB(施設)を2年生後期の春休み期間中に実施して、その得後に保育実習Ⅱ(2度目の保育所)または保育実習Ⅲ(2度目の施設)を学生自らの選択で実施している。完成年度を終え、2期生まで経過したが、保育実習Ⅲについて県内の児童福祉施設で実習が受け入れられている。1クラス40名という小規模定員であることで、可能となっている。

<スライド1>



<スライド2>



(2) 保育実習ⅠAから保育実習ⅠBへの接続

A) 実習先の発表と事前学習課題

前期の社会的養護内容授業で、養護系と障がい系の現場施設長や実習担当者をゲストスピーカーに招き、学生に具体的なイメージをもってもらうようにする。夏休み期間は幼稚園教育実習が実施されることから、後期の保育実習実践研究ⅠBの最初の授業で、施設実習園とメンバー発表、さらに実習園ごとの事前課題を配布する。その事前学習課題発表(プレゼンテーション)に応じて、担当教員が補足説明を行っている。

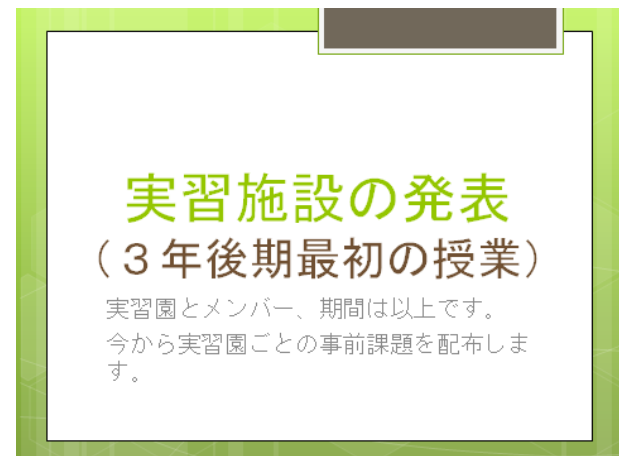
保育実習ⅠBでは、成人障がい者施設(福祉型入所施設、就労継続事業A型、就労継続事業B型等)も含まれるため、広範な事前学習課題を全員が学ぶ形態を採っている。

B) なぜ保育士志望学生が施設実習に行くのか

保育学生たちの多くは、子どもが好き、赤ちゃん可愛いと思っている学生である。つまり、成人障がい者施設に配属された学生は、不満や不安を抱いている場合はほとんどである。

発表後に前後する様であるが、コラム「なぜ施設に実習に行くの?」で紹介した保育士ならびに保育実習の歴史的変遷について披露し、専門知識として身につけてもらう。

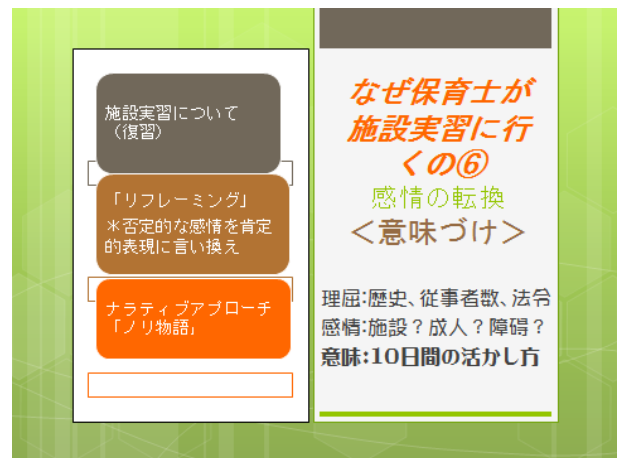
<スライド3>



それでも、腑に落ちないのが常である。次の段階として、認知行動療法の一つリフレーミングを用いて、“どうして私が成人施設に実習に行かなければならないの”という否定的な感情を、肯定的表現に変換するワークショップをダイアット（2人組）で行うようにしている。ここに1コマ割いて時間をかけることで、相当な認識の持ちなおしが行える。

さらに、「施設実習指導の工夫②」で紹介する「ノリ物語」という、自伝的なナラティブ・アプローチを学生たちに語ることを実践している。学生たちの反応が一変する瞬間を感じる数少ないワークショップである。誰しも、立派な人間観や障がい観を最初から持っているわけではない。また、大半の日本人は小さいころから日常に障がいのある子どもやおとなと接する機会を奪われて、初めて出会って緊張や無理解から偏見を持ってしまうことから、言い換えれば、先入観・先入主があって当たり前から出発するように誘っている。

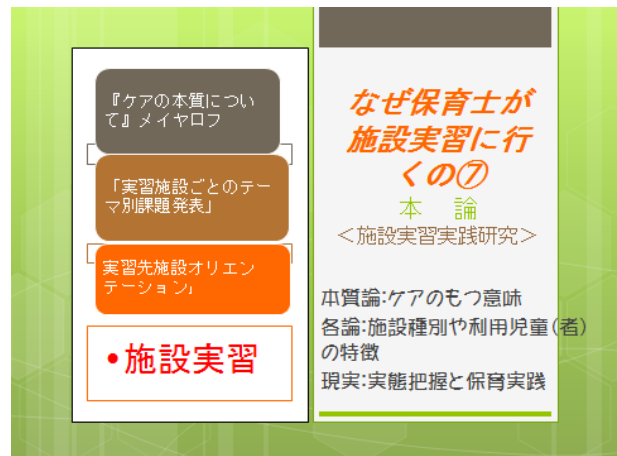
<スライド4>



(3) 保育実習 I B への展望

初めての施設実習への誘いの段階を終えると、実務的課題設定の前に、メイヤロフの『ケアの本質』を読むようにしている。ケアに関する古典で、哲学的指向が強く敬遠され批判的にみられる方もいるが、ケアがもつ本質としての人間としての意味、もっとも掴みとってほしいのはケアが相互的なもので、ケアをされる側（子ども）が一方向的に受ける恩恵や特権でも受益でもないこと。ケアする側（保育者・養育者）に権威や権力があるのではなく、ケア（保育・養育）の双方の人間形成に深く関わり、互いの成長を促していることを感得してもらうことを目的としている。

<スライド5>



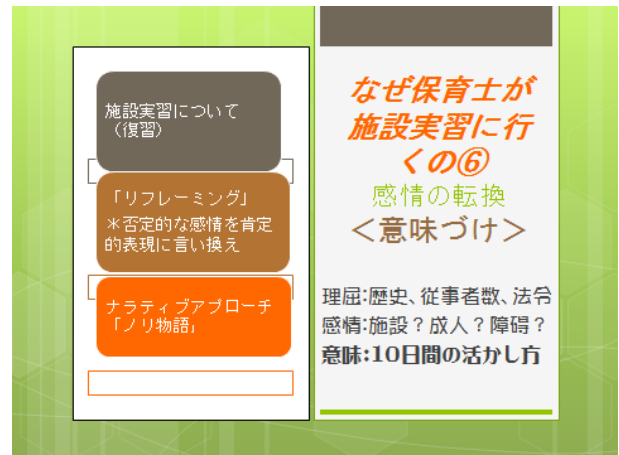
そうして、最初に与えた実習園ごとの事前学習課題、先輩学生の実習経験交流の時間を経て、実習先での事前オリエンテーションという流れで進めている。

施設実習指導の工夫②(四年制大学)

(1) 施設実習への誘い

「施設実習指導の工夫①」で施設実習への展開で紹介した<スライド4>を再掲する。保育士ならびに保育実習の歴史的変遷について説明し、保育学生に専門知識として頭に置いてもらう。

<スライド4>



つぎに、認知行動療法のリフレーミングの演習を体験して、否定的感情を和らげる。

そして、自伝的なナラティブ・アプローチ「ノリ物語」を学生たちには、“ノリ”を仮名だが実話として語っている。「事実は小説より奇なり」といわれるが、事実の持つ力が学生たちのところに響くのだと感じている。

学生たちの反応が一変する瞬間を感じる数少ないワークショップである。誰しも、立派な人間観や障がい観を最初から持っているわけではない。また、大半の日本人は小さいころから日常に障がいのある子どもやおとなと接する機会を奪われて、初めて出会って緊張や無理解から偏見を持ってしまうことから、言い換えれば、先入観・先入主があって当たり前から出発するように誘っている。

[ステージ1]

自然科学を専攻していた学生ノリが、未体験な場面に唐突に遭遇した時に、知的障がい児とそこで関わる職員(保育士・児童指導員)の存在がこころの種として蒔かれる。でも未だ、子ども自身にこころが至っていない。

[ステージ2]

自然科学への志向はそのままに大学院に進学して寮生活での統合失調症を再発した友人との出会いでノリのこころに蒔かれていた種が発芽する。

[ステージ3]

その大学祭での重症心身障がい児の存在と出会ってから手弁当ボランティア体験を半年間で、専門性を持って現場に立たなければ、養護学校教師として到底働けないと進路変更を決意して、こころの葉を茂らせる。

[ステージ4]

短期間で専門的知識・技術・経験できる1年制専攻科に進学。重度重複障がい児医学・心理・教育を学修するが、現職教員と机を並べ、学校組織でなく成人期のデイサービス(通所施設職員)という道が示される。こころの幹ができる。

[ステージ5]

辞令交付直後に先輩ではあるが同僚職員から投げかけられた言葉に、確信を得る。天職として使命感のこころの花が咲いた。

◇施設実習に向けた自分自身の課題・問題を見つけるために②

／ 1 物 語

—ある20歳の学生が辿り着いた就職までの道のり—

ノリの年齢とエピソード	⇒	関連することは
<p>(20歳のクリスマス前)</p> <p>●クリスマス準備のために義理修繕店に買い出しに行く。他人の幸福を誰にも知らず日々、生計を立てて祈り続けるシスターの存在を知る。</p> <p>●隣接する【内閣】知的障害児生活施設を見学。児童福祉施設と紹介されたが、ほとんどが成人で居てはまれ、その行動に驚き、入室して5分程度が1時間くらいに感じられた。職責を敬服「自分で決めて出来る仕事」</p>	⇒	<p>エーリッヒ・フロム＜愛と利己心との関係＞</p> <p>自分自身の愛と他者への愛は本質こそ一緒であると思える時、他者に対しての真の関心を、いかなるものであれ、明らかに排除して見ると見える利己心をどのように理解すべきであろうか。このような利己的な人間、自分自身の興味をもち、すべてのものを自分自身のためだけに欲しいと思いき、与えることに喜びを感じることなく、ただ奪取することのみ喜びを感じている。自分だけの世界は、そこから何を手に入れることができるかどうかの点からだけみている。彼、他人の要求を向き向けるという点で欠けており、他の人の善徳と完全さへの善徳をみて欠けているのである。</p>
<p>(23歳での寮生活)</p> <p>●大学第3年度で学生寮に入寮。同じフロアの同期生3人と仲良くなる。4人1部屋のようになり、夢や理想を現実化したかと思つた。一人の1人が統合失調症の患、1学年の終りまで、東野西走の対応。健康管理中心所長の精神科医から「君たちは素人だ、大人だが、もっと早くに来るべき」と叱責される。</p>	⇒	<p>尾高朝雄＜理念と現実の関係＞</p> <p>理念と現実の間には宿るというの道理であるが、さげすんで、現実そのものが理念であるというのは誤謬である。理念が現実の間には宿るというの、理念が現実を動かそうとする人間の努力のなかからその姿を現すということである。</p>
<p>(23歳で重症心身障害児との出遭い)</p> <p>●医学部の大学祭イベントに誘われるように参加して24歳にして初めて重症心身障害児の存在を知る。一年半間通水福祉に【S関】にボランティア従事</p>	⇒	<p>糸賀一雄＜重い障壁と現実生活との乖離＞</p> <p>「この子を世の光に」精神障壁児を「世の光」としたという念願は、近江守陽に連れて来てあげた。だが、私たちの心のため、ひとつの光のようにはかき分けられず理想であった。世の中で得ようとして、家庭でも学校でも役に立たぬと解をみせてきた知恵の光の子どもたちが、「世の光」となることができるといふ、誇大な妄想と笑われるかもしれない。しかしこの子どもたちと一緒に暮らしてみれば、その生活の重さを感じて、この子たちの限りの善徳をみて、よるこよりも深いなしみを感じるのである。</p>
<p>(24歳で障害児教育・心理・医学を学ぶ)</p> <p>●養護学芸員として、全国7カ所の国立教育大学に重要職員として採用され、課長に昇進される。障害児教育・障害児心理・障害児医学について学修。各県教委から派遣の現職養護学芸員と机を並べる。→「ノリ君は学芸員に向いてない、私たちが18歳まで習った生徒を受けとめる成人通訳施設で働いてほしい」</p>	⇒	<p>三木清＜人間性としての愛情と専門職における人格＞</p> <p>人間性で役割をこなす人間ではなく、人格である。人格としての人間性である。専門職としての到達することによって彼人間性であるといっても、彼が専門職に上っている限りそれは不可能である。そこが専門でありながら専門を超えているということを示している。</p>
<p>(24歳9か月知的障害者通所更生施設就職)</p> <p>●全国でも数少ない成人知的障害者通所更生施設で生活指導員として就職。初月同僚へ→「教師がまだ分かるけど国の大学まで出て施設で就職するなんてめまいかい人」</p>	⇒	<p>神谷憲美子＜レジリエンスの固有性・個性＞</p> <p>いかにしても自分自身で乗り越えた苦難をたえしのふことによって、そのなかから何事かを自己の生かすこととしてプラスになるものをかみ得たならば、それはまったく独自の体験で、それは自己の創造といえる。それは自己の心の世界をつくりかえ、価値体系を変革し、生き様をまったく変えることとさえる。人、自己の精神の最も大きなよりどころとなっているものを、自らの苦難を乗り越え出しうるのである。知識や教養など、外から加えられるものどちがって、この内面から育つたものこそ、いまでもその人のものであって、何物にも奪われることがない。</p>

【コラム】 3つの“支援”

社会福祉の
分野別現状

市町村計画

相談の場

協議の場

高齢
介護保険
事業計画

地域包括
支援
センター

地域ケア
会議

障がい
障害福祉
計画

相談
支援
事業所

地域自
立支援
協議会

児童
子ども子育て
支援計画

家庭児童
相談所
(室)

要保護児
童対策地
域協議会

社会福祉は、福祉六法が敗戦後の混乱期に児童福祉・身体障害福祉・生活保護が、高度経済成長期に知的障害福祉・老人福祉・母子福祉と順次整備されました。分野ごとに市町村の福祉事務所で六法5課ないしは4課体制で措置制度（行政処分）で一元的に進められてきました。

その後、21世紀の人口減少・少子高齢社会に備え、2000年施行の社会福祉法以降は、介護保険を皮切りに、障害者支援法、子ども子育て支援法と、財源や利用者負担の方法に若干違いはあるものの、国民の大半が福祉サービス利用者になることを視野に、利用者制度へと改められました。

そうした、移行時期や経過の違いで、高齢分野・障がい分野・児童分野で「支援」という専門用語にニュアンスの相違が生じています。

高齢者分野では、国家資格の介護支援専門員（ケアマネージャー）等が作成した介護計画（月ごと・週単位）に基づいてサービス提供が行われ、介護保険が支給されます。現場では「介護」ニアイコール「支援」、「介護」に代わるタームとして「支援」が使われています。

障がい者分野では、都道府県が実施する障害ケアマネージャー認定資格者等が作成する支援計画（月ごと・週単位）に基づいてサービス提供が行われ、支援費が支給されます。現場では、自立支援の立場を尊重し「援助」のタームは死語化し、「支援」が一般に使われています。ただ、障がい児分野は、措置制度が基本ですので、自立支援計画書に基づいた「支援」が行われています。日常のタームとして「支援」が主に使われていますが、「療育」や「援助」が使われる場合もあります。

児童分野では、承知のとおり、子ども子育て支援法に基づいて、年齢と利用内容に児童が三区区分され、保育所と認定こども園が保育施設兼教育施設、幼稚園が文部科学省の従来型教育施設となりました。障がい児分野は前述のとおりです。養護系施設も措置による行政責任で運営されていることから、乳児院も含め、児童の自立支援計画書が入所時点で作成され、家庭復帰（家族再統合）か、里親委託か、他施設移行か、当該施設からの社会自立か、計画から「支援」のタームが使われる一方で「援助」と併用されています。

子ども・子育て支援新制度が2015年から施行され、日本の保育制度に大きな変更がもたらされた。ここで取り上げる小規模保育事業もその一つである。保護者のさまざまな保育ニーズに対応していくために制度化された。これまで、保育実習における実習施設としてはいわゆる認可保育所しか認められていなかったが、保育実習実施基準等が改正され、小規模保育事業での実習が認められることになった。

小規模保育事業はA型、B型、C型があるが、これらのうち、A型とB型での保育所実習が認められる。A型もB型も保育定員は6名から19名以下とされ、A型の職員はすべて保育士、B型の職員は1/2以上が保育士でなくてはならない。3歳未満児のみの保育となっているのも大きな特徴であり、これまでの保育所とはまた違う形で、小規模ならではの保育を実施していることが考えられる。そのため、実習生は、この保育の特徴を意識した実習準備を行うことが求められる。

【コラム】なぜ施設に実習に行くの？（保姆～保母～保育士の歴史）

保育士養成の歴史は、福祉系の国家資格で最も古く、最も整備が立ち遅れている専門職です。そして、指定保育士養成施設を所定の単位取得と実習を終え卒業と同時に附与される唯一の国家資格です。2014年には、有資格者は介護福祉士に次いで、120万人を超えています。ところが、保育所と社会福祉施設勤務の保育士数約44万人で、潜在保育士の数については77万人以上と考えられます。

なぜ保育士が施設実習に行くの（1）

保育士(保姆)の歴史 ＜保育所と施設で従事＞

保育所:ふたば貧民幼稚園(1890年)
新潟静修学園付設保育所(1900年)
養護施設:日田県養育館(1868年)
浦上養育院(1873年)
孤児教育会(1887年)⇒岡山孤児院

歴史的には明治維新前後に遡りますが、保育士が保姆といわれた時代から、保育所保育士より施設保育士の方が古くから従事していました。養護施設自身が必要に迫られ、指定保育士養成施設の設立認可を受けて保姆養成に当たってきました。古い養成施設は100年を超える歴史を持っています。

なぜ保育士が施設実習に行くの（2）

保育士の従事者数＜保育所と施設で従事＞

保育所：354,545人（95.6%） ※常勤換算 2015年10月1日現在

児童施設：16,193人（4.4%）

保育所：306,253人（95.1%） ※常勤換算 2005年10月1日現在

児童施設：15,920人（4.9%）

昔から保育士勤務者総数に施設保育士が占める割合が5%と言われてきました。この10年ほどで、保育所待機児童が社会問題化し、保育所保育士数が増加したため、4%近くに減少しています。しかし、施設保育士の数が充足されているわけではなく、慢性的な保育士不足が保育所以上に深刻な事態です。

なぜ保育士が施設実習に行くの(3)

保育実習の法令(1) <1952年:昭和27年>

実習種別	履修方法			実習施設
	単位数	所要時間数	概ねの実習日数	
保育実習Ⅰ(甲類)	4	180	20	児童福祉施設(入所)
保育実習Ⅱ(乙類)	2	90	10	保育所
保育実習Ⅱ(丙類)	2	90	10	児童福祉施設(通所含む)

保育実習Ⅰ:児童施設(入所)
 保育実習Ⅱ:保育所
 保育実習Ⅲ:児童施設(入所・通所含む)

保母養成課程の保育実習＝<施設実習が主体・宿泊前提>

そもそも、なぜ、施設に保育実習に行くのか。その疑問は学生以前に、養成校教員自身理解されていないように思います。1952(昭和27年)の通達では、保育実習Ⅰ(甲類)児童福祉施設(入所)と示されているように、戦後の混乱期で保育所そのものの数が少なく、需要はもっぱら児童福祉施設でした。したがって、児童福祉施設での宿泊を前提とした実習が当たり前でした。生活施設ですから、寝食を共にしなければ子どもの保育や養護について学ぶことにならないわけです。

保育実習Ⅱ(乙類)で、保育所の実習が位置づけられていました。

なぜ保育士が施設実習に行くの(4)

保育実習の法令(2) <1970年:昭和45年>

実習種別	履修方法			実習施設
	単位数	所要時間数	概ねの実習日数	
保育実習Ⅰ(A)	5	180	20	保育所と児童福祉施設(入所)
保育実習Ⅱ(B)	2	90	10	保育所
保育実習Ⅱ(C)	2	90	10	児童福祉施設(通所)

保育実習Ⅰ:児童福祉施設
 保育実習Ⅱ:保育所
 保育実習Ⅲ:児童施設(通所)

保育実習について、歴史的な変換点は1970(昭和45)年です。高度経済成長期にあたり、女性の社会参加が求められました。保育実習Ⅰ実習先に、従来までの「児童施設」が「児童福祉施設」とされ、表中には、実習施設「保育所と児童福祉施設(入所)」と表記されたので、保育実習ⅠA=保育所とする養成校が増えました。また、保育実習Ⅱ=保育所、保育実習Ⅲ=児童施設(通所)とされました。当時の障害児通園施設や成人通所施設が皆無と言っていい状況からニア・イコール「児童館」となった次第です。

なぜ保育士が施設実習に行くの(4)

保育実習の法令(2) <2001年:平成13年>

保育実習Ⅰ:児童福祉施設・
成人施設(入所・通所)
保育実習Ⅱ:保育所
保育実習Ⅲ:児童施設(入所・
通所)

実習 種別	履修方法			実習施 設
	単 位数	所要時 間数	概ね の実 習日 数	
保育 実習 Ⅰ(A)	4	--	20	保育所 と児童 福祉施 設(成 人施設 可)
保育 実習 Ⅱ(B)	2	--	10	保育所
保育 実習 Ⅲ(C)	2	--	10	児童福 祉施設 (通所 含む)

さらに、平成に入って保育士養成施設が増加したため、実習園の不足が取りざたされ、成人施設での実習が可能となりました。

現在は全国で 570 校を超える保育士養成施設(校)が林立しています。社会福祉専門職国家資格のなかで、国家試験合格を必須とせず資格取得可能なのは保育士のみとなっています。

保育所の待機児童解消と施設保育士の絶対的不足の状況が打破されるまでは、低賃金・重労働で離職者、就職回避者増加の一途で潜在保育士が実働保育士を上回る中、保育士の専門性や社会的地位の向上以前に、保育士有資格者を増やすという矛盾した混迷状況が続けられています。

背景には、明治期以来、保姆養成～保母養成～保母・保父養成～保育士養成の 140 年の歴史のなかで、子どもの保育・養育は女性の仕事という、女性(ジェンダー)差別や子ども(ジェネレーション)差別が潜在意識として持ちつづけられてきたのではないのでしょうか。